

文化物品法

Public Law on Cultural Objects

一時的展覧の為に輸入された文化物品の、裁判所による差押からの除外

公法 89-259 号 (S.2273)

全米制定法 79-985 (1965 年)

合衆国法典第 22 編 (第 33 章) 2459 条 (1994 年)

一時的展示又は展覧、及びその他の目的の為に合衆国に輸入された、文化的重要性を有するある種の物品を、司法手続に基づく差押から免除できるようにするための法律

招集されたアメリカ合衆国議会の上下両院で以下のように可決

(a) 芸術品又は文化的重要性を有するその他の物品が、その外国の所有者又は保管者と合衆国又は合衆国内の一又は複数の文化教育施設との間で締結された合意書 利益無しにそのような文化教育施設によって主催、運営、又は後援されるあらゆる文化的な展覧会、集会、活動に際して合衆国内で一時的に展示 (display) 又は展覧 (exhibition) することを定めた合意書 に従って外国から合衆国に輸入された時はいつでも、合衆国、州、ワシントン DC、又は合衆国のあらゆる領域での一切の裁判所は、もしそのような物品の輸入前に、大統領又は大統領が指名する者が、そのような物品が文化的重要性を有し、合衆国内でのそれらの一時的展覧又は展示が国益に適うということを決し、その趣旨の告示が連邦官報 (Federal Register) に掲載されていたならば、そのような施設、或いはそのような芸術品又は物品の輸送に従事している運送業者から、それらの保管又は管理を奪う目的で、又は奪うような効果のある如何なる司法手続を発するか実施することも、また判決、法令 (decree)、又は命令 (order) の審理を開始することもできない。

(b) 一切の裁判所の司法手続において、そのような手続、判決、法令、又は命令が請求され、発せられ、又は(審理が)開始されるならば、そのような手続が係争されることになる裁判地区の合衆国法定代理人 (United States attorney) は当然、当該訴訟手続の当事者として介入する権利を与えられ、また不利益を被る施設による要請に基づき、又はもし合衆国が不利益を被るならば司法長官 (Attorney General) の指示によって、その否認、取消、又は無効の請求を当該裁判所に提起する。

(c) 本法の如何なる文言も、

(1)当該合意書の合意内容の実施、又は文化的重要性を有する物品の運送契約の下での運送業者の債務履行を求める訴訟

若しくは(2)当該合意書に従い、そのような施設又は合衆国が引き受けるべき債務の履行を求める一切の訴訟をそのような施設又は合衆国が開始又は起訴することを妨げるものではない。

(資料)

申請者確認項目

貴殿の申請にあたり、ワシントン DC の(住所略) 国務省法律顧問補 (Assistant Legal Adviser for Public Diplomacy and Public Affairs) に、遅くとも輸入の六週間前までに以下の書類を提出して下さい。(提出する際に、できるだけ多くの情報を含んだディスクも入れておいて下さい)

- 1, 対象となる全ての輸入品目の一覧表(詳細な記述を含む)
- 2, 「その外国の所有者又は保管者と合衆国又は合衆国内の一又は複数の文化教育施設との間で、一時的展覧の為に締結された合意書」の写し(一部)、参加する博物館又はその他の合衆国の文化教育施設との合意書の写し(一部)、並びに外国の所有者と保管者の間の合意書の写し(一部)
- 3, 合衆国の諸機関(institutions)及び外国の所有者・保管者、又はその他の当事者と結んだ全ての関連する商業合意書の写し(保険、運送、又は倉庫での保管などの二次的合意書又は契約書は除く)
- 4, 展覧会の予定場所と予定日(特に物品が合衆国に到着する予定日)の一覧表(輸入日の変更は必ず国務省に知らせて下さい)。もし外国の所有者・保管者が物品を輸出する前に免除決定書の発行を要望するならば、発行される必要のある日を記して下さい。
- 5, 「展覧会が借入機関又は参加機関にとって利益の無く主催、運営、後援される」か否かを明記した書類。(たとえ図録集や印刷物の販売、入場料又はこれに類する手数料がすべて費用を賄うものであって容認されるものであっても、入場に掛かる全ての料金又は優先事項は詳細に記述して下さい)
- 6, 借り入れる作品の出所に関する以下のような文書。

申請者は、文化的重要性及び国益の判断にかけられる物品の出所についての独立した多方面からの専門的調査が行われたことを保証します。さらに申請者は、所有権確認訴訟の争われる可能性が見受けられる物品についての状況を一切知らぬか知る由もないことを確認します。[但し、下記を除く。所有権確認訴訟の争われる可能性が見受けられそうな物品については、次がそれを取り巻く状況とそのような訴訟が勝つ見込みに関する記述である。]

もし所有権をめぐる現在又は過去の訴訟を知っているならば、詳述して下さい。

7, 輸入品の文化的重要性を確認する学術文書。

8, …合衆国の全参加者が文化教育施設(組織)であるとの言い切れるだけの事実。

9, もし国務省が申請について問い質したい場合の連絡先の氏名と電話番号

提出後に申請書類の(取扱)状況を確認するには、アイリス・ホード(女性)まで電話(202-453-8050)して下さい。